

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣 後藤 茂之 様

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの
変更に伴う今後の対応について

1月27日、政府は、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の位置付けを「5類感染症」に変更することとし、これまでの政策や措置を見直すことを決定しました。

このことは、ウィズコロナへの取組をさらに進めていく上で大きな一歩であります。しかし、法的な位置付けが変更されても、ウイルスそのものの性質が変わるわけではありません。引き続き、国民の命と健康をしっかりと守りつつ、医療機関における診療・検査体制や変異株の発生動向を把握できる体制等を構築することが求められます。また、変更に伴い、国民や医療現場の皆様にご迷惑や混乱を引き起こすようなことがあってはなりません。

このため、位置付けの変更にあたって特に御配慮いただきたい事項について、福岡県内の医療関係団体や大学病院、専門家、市町村などの意見も踏まえて、下記のとおり取りまとめましたので、御勘案の上、丁寧かつ慎重に検討を進められるよう要望します。

記

(1) 患者等への対応

- 入院・外来にかかる医療費の自己負担分の公費支援については、期限を区切って継続することとされたが、具体的な内容や期限の検討にあたっては、高額な治療薬などの医療費の負担能力によって人の命が左右されることのないよう十分に配慮すること。
- 発熱患者など感染が疑われる方の受診方法について周知徹底を図ること。
- 陽性者が自主的に療養する際の留意点・期間などについて、国民の皆様が正しく理解・行動し、また、不安を抱くことのないよう、科学的根拠に基づき明確に示し、その周知徹底を図ること。特に、子どもについては、文部科学省とも連携し、学校保健安全法施行規則において出席停止期間の基準を定めること。
- 位置付けの変更後も受診・療養方法等についての問合せ・相談が多数寄せられることが想定されるため、当面の間は相談窓口の設置に対する財政支援を継続すること。

(2) 医療提供体制

- 医療の必要な方が適切に医療を受けられる体制の確保が重要である。歯科を含め幅広い医療機関において、感染が疑われる方や陽性者の外来診療・検査に

対応できる体制の構築が必要である。また、妊婦等の特別な配慮を要する方について、患者の症状や身体状況に応じて、慢性期病床の活用も含め適切な医療機関に入院できる体制の構築が必要である。

このため、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置などの段階的見直しに当たっては、流行の時期・規模、感染力等が季節性インフルエンザとは異なること、医療機関においてはこれまでと同様の院内感染対策を継続しなければならないこと、院内感染が発生した場合に医療機関にとって大きな経営リスクとなること等を考慮し、感染対策や患者の受入れに伴う負担に見合った財政支援を行うこと。

- 感染拡大時においても、新型コロナ重症者等の受入れが滞ることのないよう、当面の間、入院調整を行うために必要な財政支援を行うこと。
- 高齢者など重症化リスクの高い方が自宅や施設で安心して療養できるよう、在宅医療・訪問介護事業者、高齢者施設等が行う感染対策への支援や、患者等への対応に伴う負担に見合った財政支援を行うこと。特に、高齢者施設等の職員に対する集中的検査は継続することとし、必要な財政支援を行うこと。
- 感染拡大時には救急医療への負荷増大や救急搬送困難事例の多発も懸念されるため、患者待機ステーション等の臨時的医療施設を必要に応じて開設できるようにするとともに、必要な財政支援を検討すること。
- 医療機関や高齢者施設等においては、社会一般の感染対策よりも高いレベルの対策が求められることについて、国民や利用者の理解が得られるよう周知徹底すること。
- 感染が高い水準で推移している間は、医療のひっ迫を回避するため、抗原定性検査キットの薬局・薬店における販売を継続すること。

(3) サーベイランス

- 定点サーベイランスへの移行を円滑に進め、患者や変異株の発生動向を正確に把握できるよう、具体的かつ効果的な実施方法を速やかに示すこと。その際、医療機関や保健所の負担軽減を十分に考慮すること。
- インフルエンザ注意報・警報のように、新型コロナに関する全国共通のアラート基準を設けること。
- 重症化リスクの高い高齢者等の命を守るため、高齢者施設等におけるクラスター発生時の積極的疫学調査を継続できるよう、必要な行政検査や医療機関等への委託検査等に対する財政支援を行うこと。

(4) ワクチン

- 接種控えを避けるため、当面の間は全額国費負担による特例臨時接種を継続し、その後は、高齢者等に対して公費負担のある定期接種に位置付けるなど、重症化リスクの高い方への接種が促進される制度を検討すること。
- 定期接種など新たな制度への移行に当たっては、都道府県や市町村、医療機関、医薬品卸業者等における準備期間を十分に確保するとともに、接種の実施経費について必要な財政支援を行うこと。

(5) 基本的な感染対策等

- 個人や事業者、業界団体がとるべき感染対策については、科学的根拠に基づき、今後も有効と考えられる対策を明確に示し、その周知徹底を図ること。その際、高齢者等への感染拡大防止に配慮しながらも、過度な対策とならないよう留意すること。
- マスクについては、基本的に個人の判断に委ねることとされたが、周囲の視線を気にして外せない方も多数いる現状も踏まえ、科学的根拠に基づき、どういう場面では着用が必要なのかという「具体的な目安」を、できるだけ早く、かつ分かりやすく説明するとともに、マスクの着脱による差別が発生しないよう啓発すること。
- 感染拡大防止の業種別ガイドラインについては、位置付けの変更と同時に廃止されることのないよう、各業界団体において必要な見直しを行った上で、取組が継続されるよう促すこと。
- 体調不良者の宿泊拒否や乗車拒否などが発生しないよう、各業界団体に対する指導を徹底すること。

(6) 地域の実情を踏まえた対応

- 位置付けの変更に向けて都道府県や市町村、医療機関等が十分な準備をできるように、変更の内容やスケジュールについて速やかに情報提供を行うこと。
- 変更後も感染拡大防止や医療提供体制の確保等のために、地域の実情に応じて都道府県や市町村が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 位置付けの変更に伴い発生する費用については、確実に財政措置を講じること。

(7) 次なる感染症危機への備え

- オミクロン株とは病原性が異なる変異株の出現や新たな感染症への備えが不可欠である。医療提供体制や私権制限の在り方なども含め、これまでの新型コロナへの対応で蓄積されたデータや知見、経験を生かして、科学的な分析・検討を行い、次なる感染症危機に備えた体制整備を早急に進めること。
- 新たな変異株等に速やかに対応するとともに、安定的な供給ができるよう国産ワクチンの開発を早急に進めること。
- 新型コロナなどの人獣共通感染症への対策を進めていくためには、「人の健康」、「動物の健康」、「環境の健全性」の3つをひとつのものとして捉え、一体的に守っていくという「ワンヘルス」の取組は重要であり、国内外の関係機関と連携し、さらなる推進を図ること。

令和5年1月30日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 服部 誠太郎